

別記様式第一の二(第三条の二関係)

- 1 歩行者(交差点において斜めに道路を横断する歩行者を除く。)及び遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路を通行しているものに限る。以下この様式及び別記様式第一の二の二において同じ。)(交差点において斜めに道路を横断するものを除く。)に対して表示する標示



- 2 交差点において斜めに道路を横断する歩行者、遠隔操作型小型車、特例特定小型原動機付自転車(法第十七条の二第一項に規定する特例特定小型原動機付自転車をいう。別記様式第一の二の二において同じ。)及び普通自転車(法第六十三条の三に規定する普通自転車をいう。別記様式第一の二の二において同じ。)に対して表示する標示



- 3 車両又は特定の車両に対して表示する標示



- 備考 1 縦の長さが横の長さより長い標示の文字は縦書、横の長さが縦の長さより長い標示の文字は横書とする。
2 車両又は特定の車両に対して表示する標示の文字は、図示の例により、車両又は特定の車両を表示するものとする。
3 縁線及び文字の色彩は青色、縁及び地の色彩は白色とする。
4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
5 縁及び縁線の太さは、おおむね1.5センチメートルとする。